

掛川市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月5日

掛川市長 松井三郎

1 大字南西郷に大字を変更した区域

大字菖蒲ヶ池1の106から1の108まで、1の129、102の2、102の3、239の11、239の13、239の15、239の40、246の40及び246の41

2 大字南西郷に大字を変更し、小字を廃止した区域

大字下俣字菖蒲ヶ谷239の42、字寺ヶ谷5の6、5の13及び5の14

3 小字を廃止した区域

大字南西郷字三十六ノ坪1309の1、1309の2、1309の4、1313の1、1313の3、1314の3、1321の1、1321の2、1326の3、1326の4、1328の2、1329の4、1332の2、1334の1、1335の6、1335の7、1336の4、1362から1366まで、1367の1から1367の3まで、1368、字宮側1369の1から1369の3まで、1370の1から1370の5まで、1370の7から1370の11まで、1372の1から1372の4まで、1373の1から1373の5まで、1373の7、1373の8、1373の10、1374の1、1374の2、1374の6から1374の12まで、1374の15、1374の17、字久保ノ谷1315、字山田側1335の4、1335の5、字新知1291の22及びこれらの区域に介在する畦畔の全部

4 変更年月日

平成31年3月5日